

平成 20 年 8 月 22 日受・川上
意見書作成に当たっての意見

滋賀大学環境総合研究センター
中村正久

1. 意見の統一について

8月22日の委員会での審議を受け、9月中に一つの最終意見書を完成して公表（提出）するということが了解ですが、ドラフト作成プロセスへの関わりの程度、専門分野の壁、文言のトーンや細部の表現などの要因で、必ずしも「意見書の全てについて責任を持って支持できる」ということにはならない委員も少なからずいるのではないかと思います。委員間の意見の違いや思い入れの程度の違いは、ある意味では意見書として重要な要素となると思いますので、それぞれ、気になる点や部分的に賛成できない点について付帯的に見解を出してもらうことは必要と思います。また、ワーキング分担作業のアウトプットの場合は、上記の問題はそれほど大きな問題にならないと思いますが、専門が違っていると問題への接近の仕方が異なりますので、気になる点については同様に付帯的に見解の提示を認めても良いと思います。

2. 環境分野の専門家の共通認識

7年間を通して感じたことですが、環境分野の専門家間で細部については環境に対する考え方にかかなりの認識の違いがあるものの、共通していたのは改正河川法第一条の「……及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理する……ことを目的とする」、第十六条第2項の「河川整備基本方針は、……河川環境の状況を考慮し、……定められなければならない」に対する大きな期待であり、「原案」がその期待に沿ったものであったかに対しては総じて否定的だったと思います。この点は確認し、意見書に反映すべきと思います。環境については細部の是非についてよりこの点が非常に重要と思います。

3. 「原案」が未完成であること

環境分野の専門家としての大きな戸惑いは、ア) 判断が先送りされている「丹生ダムの規模や工法」、イ) 明確な法的根拠が示されていない「異常渇水時の神崎川・大川の維持水の削減に対する否定的見解」、ウ) 多様な解決法を当事者間で模索するための土俵作りが出来なかった「琵琶湖後期放流と宇治川河川整備計画」などによって、「原案」が未完成のままになっており、適切な意見が出すことが出来ないことです。

ア) については、「建設はするが、どんなダムを建設するかについては今後検討する」というのが「原案」の趣旨で、建設の有無のみならずダムの形態そのものも水系の河川整備事業全体に影響を及ぼすにもかかわらず、この主要事業のあり方を不明のままにして他の多くの事業の細部まで策定してしまうことになれば、「原案」が今後の流域の統合的管理のあり方をめぐる幅広い取り組みの芽を摘んでしまうことになる。イ) については、国土交通省は「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（国河調第12号、国河流第7号）の5.(6)で「当該環境用水の取水を行っている河川において渇水調整が行われる時には、当該水利使用者は取水を中止すること、又、その支障については、当該水利使用を行う権利をもって河川管理者及び他の関係利水者に対抗することはできないことを条件とすること」として環境用水が渇水調整の下位にあることに言及していることを考えれば、異常渇水時に維持水の削減が求められることが考えられるが、この点を含めて一切の説明がなされていない。ウ) については、滋賀県と京都府（宇治川地域）、大阪府（淀川下流域）との流域ガバナンスの課題であり、「原案」策定以前に当事者間で多様な解決法を模索する土俵作りができておらず、河川法の枠の中で迷路に入り込んでいる。ということになります。

こういった点を含めたまとめ方について委員間、とくに環境分野の委員間で方向性を確認しておいてはどうかと思います。個人としての意見の提出については、以上を踏まえ、また22日の議論およびワーキングで作成された意見を確認後、出すか否か決めようと思います。以上。